

政令第二百十八号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する

政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

（危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め、同項

第二号中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

（危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成六年政令第二百十四号。以下この項において「平成六年政令」という。)附則第七項第一号又は第二号の規定に基づき、

これらの規定に規定する調査・工事計画届出をした特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者のうち、同条の規定による改正後の平成六年政令附則第七項第一号又は第二号に定める日の翌日以後に当該特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を平成六年政令附則第二項第一号に規定する新基準のすべてに適合させることとしている者は、当該調査・工事計画届出に係る計画を変更し、この政令の施行後遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を消防法第十一条第二項に規定する市町村長等(次項において「市町村長等」という。)に届け出なければならない。

(危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号）以下この項において「平成十一年政令」という。）附則第二項第一号の規定に基づき、同号に規定する届出をした準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者のうち、同条の規定による改正後の平成十一年政令附則第二項第一号に定める日の翌日以後に当該準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同項に規定する新基準のすべてに適合させることとしている者は、当該届出に係る計画を変更し、この政令の施行後遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長等に届け出なければならない。